

「松阪市入札制度の改正」に関する  
アンケート調査結果（令和3年10月）

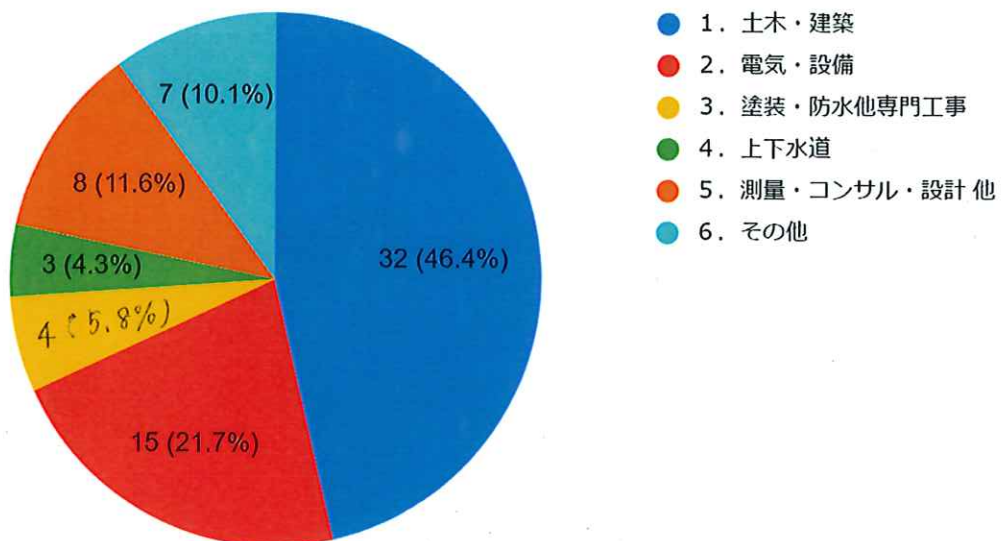
調査期間：令和3年9月

調査対象：建設部会員597件

回答数：69件（ネット22件）

松阪商工会議所建設部会

「問1.貴社の業種について、主だったものを一つ選ぶとすれば、下記のどれに当てはまりますか」

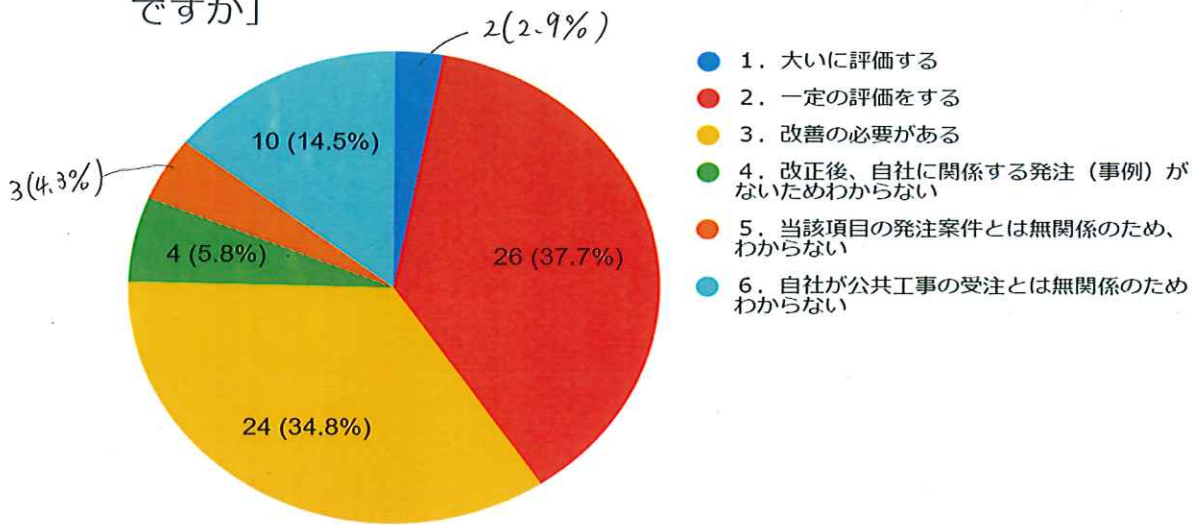


回答計 69件

その他の業種

解体、建設資材等、製缶業、造園業、地質調査・さく井工事、舗装工事

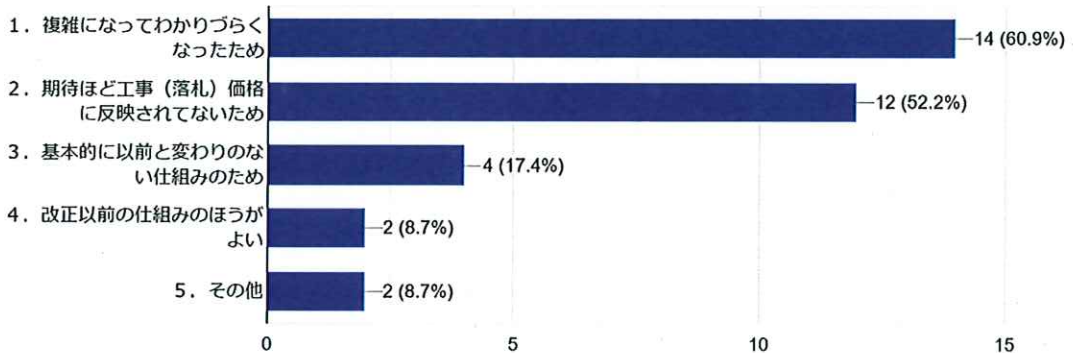
「問2-a.最低制限価格（算出方法）についてどのようなご認識ですか」



回答計 69 件

「改善の必要がある」の理由や意見をお聞かせください。（複数回答可）

23 件の回答（計 34 件）



上記 4. 5 の回答について意見をお聞かせください

<土木・建築>

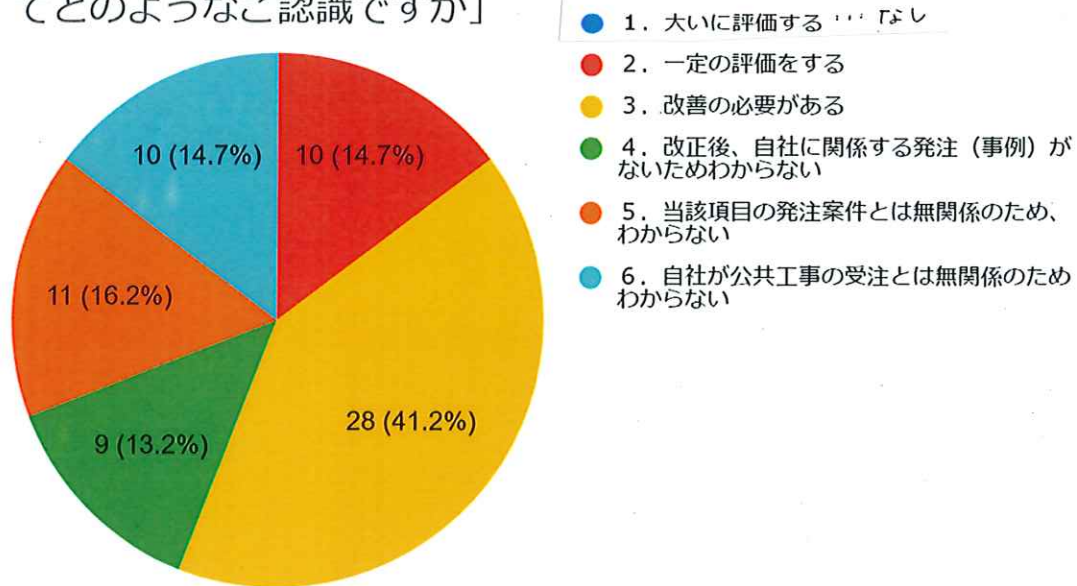
落札決定の方法、しくみを改善してほしい。高札が出た時に、最低制限価格で応札した業者が、失格するケースを直してほしい。

基準価格算出に関しては国交省、三重県と同じであるが、基準価格、最低制限価格は同額を望みたい。例えば、5 者未満の場合は失格基準価格を予定価格の 80% 設定となっているが、85~90%への引き上げを要望する。

<塗装・防水他専門工事>

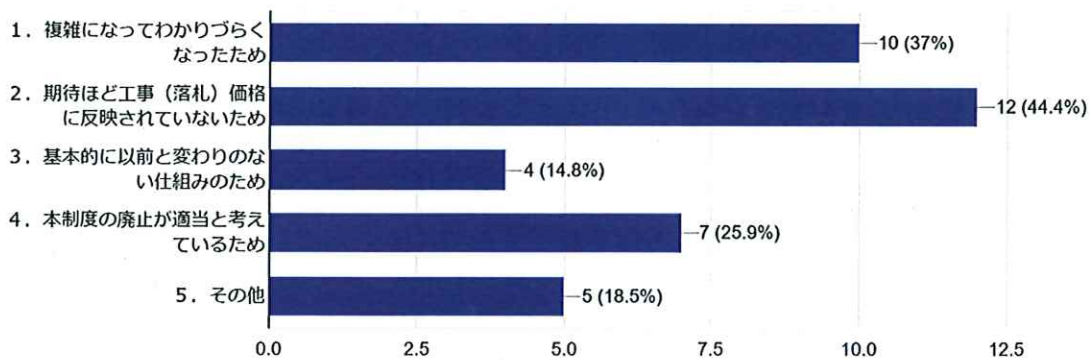
くじ的要素が強くなった。

「問2-b.低入札価格調査制度（積算内訳書審査基準）についてどのようなご認識ですか」



回答計 68件

「改善の必要がある」の理由や意見をお聞かせください（複数回答可）  
27件の回答（計38件）



意見をお聞かせください

※別紙

問2-b.低入札価格調査制度（積算内訳書審査基準）について意見をお聞かせください

<土木・建築>

昨今の若年労働者の確保の観点から、労務賃金上昇の流れに逆行しているように思われま  
す。

千円単位で積算金額を合わせる必要性があるのか。低入札ラインを引き上げてほしい。

低入札価格契約事前調書に締結、辞退を選択し提出をしているが、低入札応募者に於いては  
詳細書類にて確認して頂きたい。

他の発注機関と比較して平均落札率が低いため、今年度の改正により全体的に落札率を上  
昇させるようにするには、低くなる要因である低入札が無くなるように制度を改正するべ  
きですが、今回、改正された低入札価格調査制度の内容では全く見受けられず、土木一式工  
事では全て低入札（平均79%台）となっております。算出方法が重要ではなく、適正価格  
を重要視して頂き、貴市発注工事全体の平均落札率が90%付近となるように改正して頂  
きたいですが、このままであるのであれば低入札価格調査制度を廃止して頂きたい。

90%程度の落札金額が望ましい

低入札は時代にそぐわない為に廃止するべきだと思います

落札率は向上したものの予定価格の80%前後での落札が続いており、ダンピングの助長に  
つながる制度である。地元企業、建設業の発展、維持に資する内容となっていない。

<電気・設備>

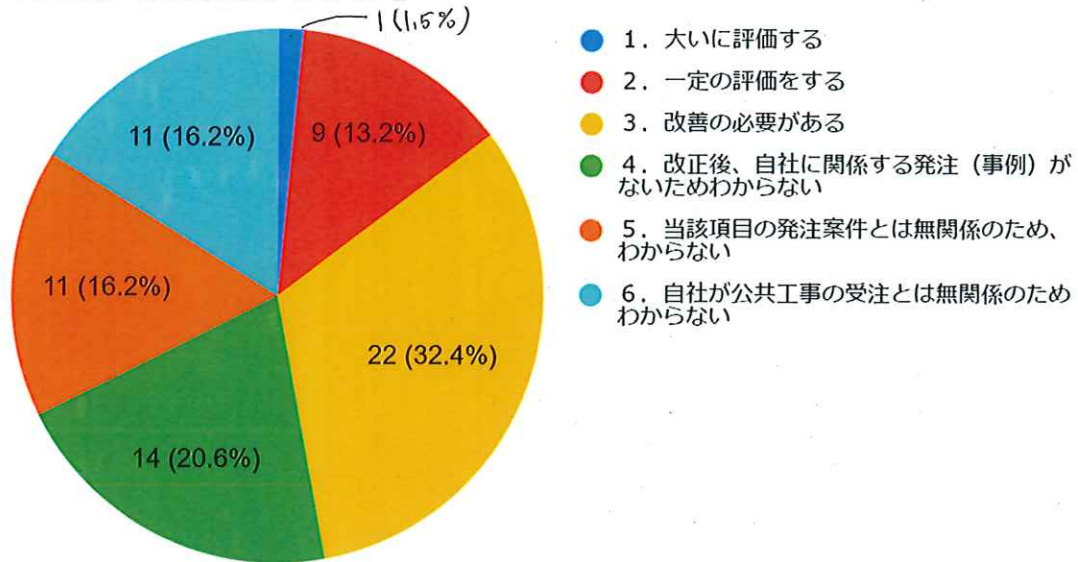
予定価格の費目別金額設定の内容が分かりづらい。企業努力（低価格高品質）が反映される  
内容には改善必要と考えます。

<測量・コンサル・設計 他>

測量設計コンサルタントについては、国県に倣って最低制限価格を80%以上にして頂きた  
い。

積算基準が三重県に準拠しており、最低制限価格の算出方法も国ではなく三重県に準拠さ  
れてはいかがでしょうか。

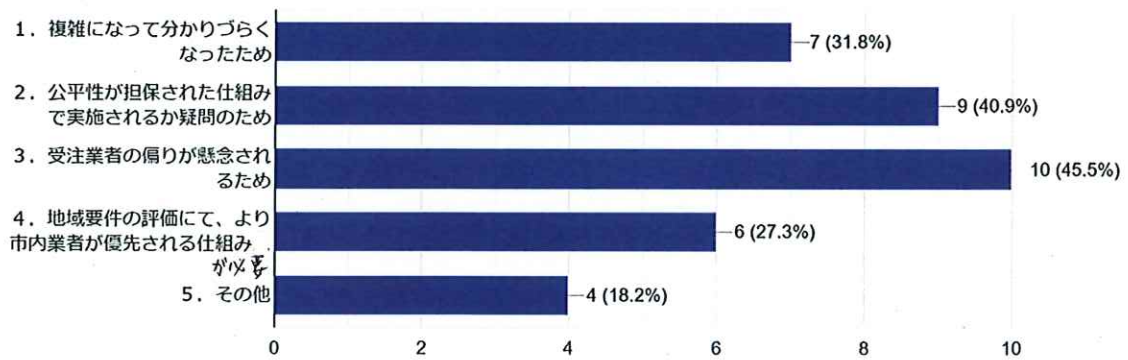
「問2-c.総合評価落札方式（工事成績等簡易型）についてどのようなご認識ですか」



回答計 68件

「改善の必要がある」の理由や意見をお聞かせください（複数回答可）

22件の回答（計36件）



意見をお聞かせください

※別紙

問2・c.総合評価落札方式（工事成績等簡易型）について意見をお聞かせください

<土木・建築>

低入札価格調査制度との併用のため、評価基準が技術要素より価格要素の方が大きく、結局価格競争（低入札）になっていると思われます。松阪市のみの工事成績が反映されるため、松阪市以外の工事で活躍されている業者（技術者）が評価を受けづらい。市内業者、準市内業者の配点の差（0.5点）を大きくして市内業者を優遇するようにしてほしい。

実績が消失する期間が早い。（短い）実績がないと永遠に落札できない。

企業、配置予定技術者に対して求める施工実績が松阪市発注、且つ、過去5年間と限定しており、その件数を評価としています。通常の価格競争で受注の多い業者が総合評価でも有利になることが明白な制度で受注業者の隔たりを意識しているかのような評価方法なっています。また、貴市の低入札価格調査制度はそのままに低価格誘発の状況を変えないまま、技術提案を求めており、技術点を獲得するために際限なく対策や工夫を提案する必要性があり、工事業者にとっては、さらに厳しい環境で施工することとなることが懸念され、過去に他発注機関で起きた問題（オーバースペックとなり、業者に負担が掛かかるため、技術提案の求め方は改善されていった）は、全く生かされていない。

積算参考資料も必要事項が記載されていない項目も多く、体制が整っていないと感じます。地域加点についても三重県と同じように配点を考慮するべきだと思います。

総合評価方式は「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価し、品質向上を目指すものであるはずが、総合評価方式と低入札方式が併用されることで、総合評価の体を保てていない。

（他発注機関では総合評価案件で低入札となった場合は、評価値が下がる仕組みである）

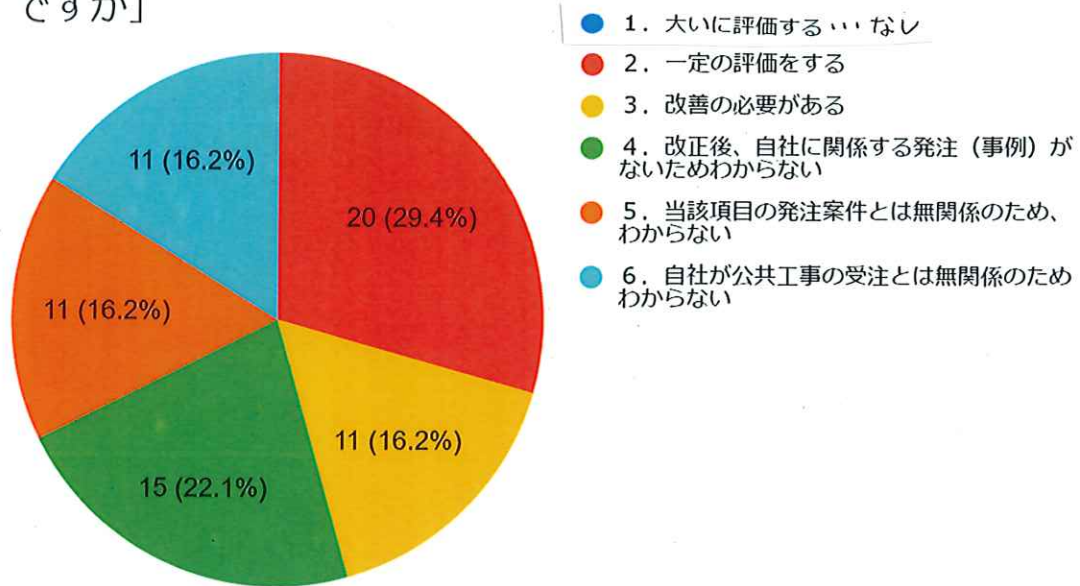
<電気・設備>

更なる手続きの簡素化が必要と考えます。

実績がつくりにくい

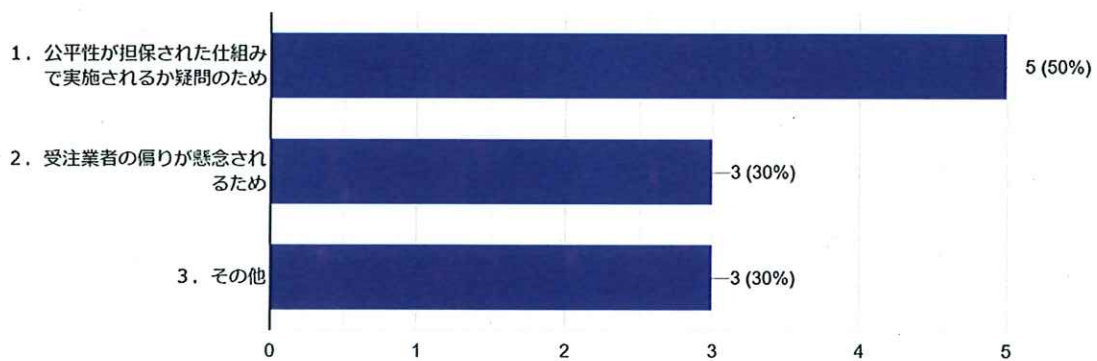


「問2-d. 災害時における入札方法についてどのようなご認識ですか」



回答計 68件

「改善の必要がある」の理由や意見をお聞かせください（複数回答可）  
10件の回答（計11件）



意見をお聞かせください

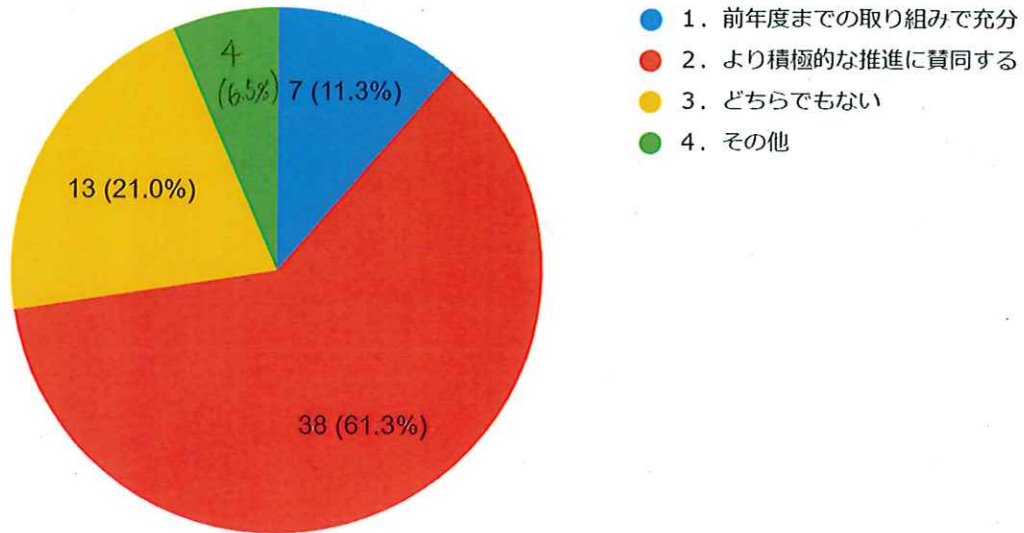
<土木・建築>

準市内業者にも受注の機会を与えて頂きたい。(防災協力事業者登録を希望したい)

地元優遇に改善してほしい。入札に参加しても落札できない。



「問7. 工事施工時期の平準化に関する松阪市の取り組みについて下記からお答えください」

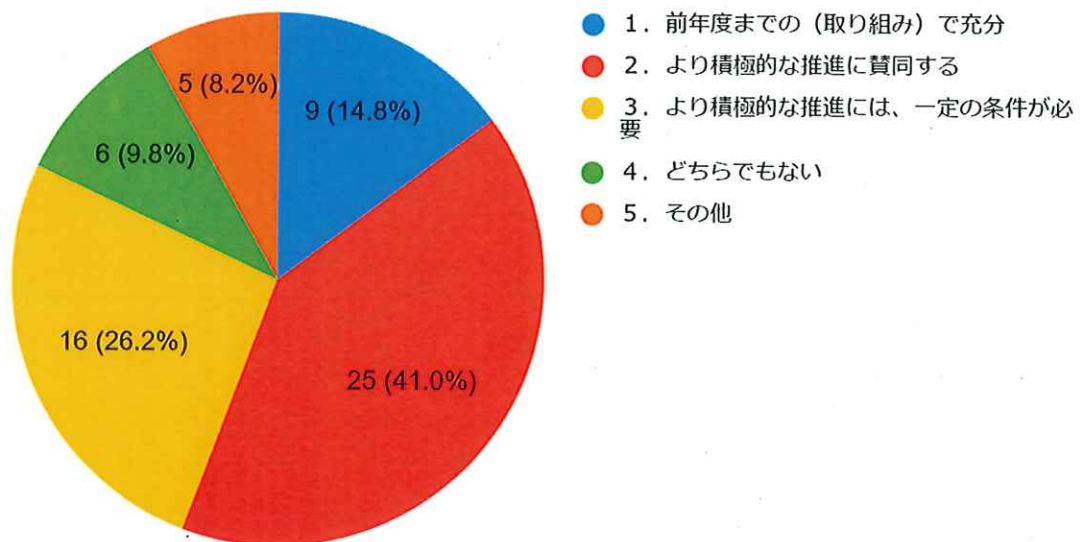


回答計 62件

意見をお聞かせください

※別紙

「問8. 週休2日制工事の試行導入について下記からお答えください」



回答計 61件

意見をお聞かせください

※別紙

問7. 工事施工時期の平準化について松阪市の取り組みについて回答理由をお聞かせください

2. より積極的な推進に賛同する

<土木・建築>

早めの発注により、予期せぬ変更対応等があった場合でも適正工期で年度内完成が見込みやすくなる。

年間を通して平等に発注してほしい（3月から6月頃に発注が少ない）

以前より早期発注の工事は増えたと思うが、より一層推進してほしい。

4~7月の閑散期がまだ解消されていない

年度末の工期集中を避けるため

国や県の工事でも施工時期平準化で年度を跨ぐ工事が増えてきつつある。松阪市の場合、そういった案件がまだまだ少なく、特に年度明け等は建設業者にとって空白の期間となる。松阪市としても施工時期平準化を進めて頂きたい。

あまり平準化している気がしない

工事の集中による材・工の不足等が無くなる又、道路に関連する工事など市民生活への影響が少なくなると思う。

<電気・設備>

人・物が効率的に活用でき、無駄を省くことにつながるため。平準化についての実感がない  
施工時期はもっとずらすべき

<塗装・防水他専門工事>

慢性的な熟練の職人不足のため、発注の積極的な平準化を希望する。

工事発注件数を増やしてほしい

<測量・コンサル・設計 他>

施工時期の平準化は、雇用事業計画等、経営方針の安定化が図れる。

年々職人、資機材の確保が困難になってきているため

継続的な改正が業界の人材確保に繋がるのではないかと考えます。

<その他>

国も全体工事の中でコンクリート工生産性向上の取組の一環で pca 工法の利活用の検討を進めています。自治体も一層の pca 化による、安全・安心をまた効率化を進めていただきたい。

3. どちらでもない

<土木・建築>

平準化の実感がない

会計年度をまたぐのを、発注者側がかなり嫌がっているので無理ではないでしょうか？

工事の入札資格を所持していないため

<電気・設備>

発注件数が少ないので、平準化により受注機会も少なくなる懸念がある。

<その他>

下請負工事の施工もある為

#### 4. その他

<測量・コンサル・設計 他>

弊社は主として、測量・建設コンサルタント・補償コンサルタント業務を担っており、工事関連のことが不明である。

問8. 週休2日制工事の試行導入について回答理由をお聞かせください

1. 前年度までの件数（取り組み）で充分

<電気・設備>

施工期間が延びることにより、他現場との調整が必要になる場合が増えはしないか懸念される。

2. より積極的な推進に賛同する

<土木・建築>

若手の確保にはまず官庁が率先して取り組むべきである。

週休二日制をより推進したい為

休日が少ない事は若手入職者の減少をもたらす。その結果、松阪市としてもインフラ維持の面で将来的に問題を来す可能性が高い。週休2日補正を導入し、対象工事を増やして頂きたい。

<電気・設備>

施工期間に無理がないようにしてほしい

<塗装・防水他専門工事>

工事発注件数を増やしてほしい

<測量・コンサル・設計 他>

施工件数を増やしていく予定について、大いに賛同できるのは当然である。

近年の求職者の傾向として、週休1日・高給よりも週休2日・低給がよいというデータがあり、建設業界の有効求人倍率5倍を改善していくためには、週休2日制の積極的活用が必要と考えられるため。

継続的な改正が業界の人材確保に繋がるのではないかと考えます。

<その他>

休日確保

3. より積極的な推進には、一定の条件が必要

<土木・建築>

工期及びそれに伴う費用の確保

悪天候により土、日と休日と出来ない場合もある

低入札が横行する状況では相反する施策である

ただ単に週休2日にしても、工期がそれほど延ばしてくれいていないように感じるため

<電気・設備>

工期の設定に配慮が必要と考えます。

工程管理に支障が無いように取り組んで頂きたい。（建築工事の進捗により設備工事の工程に影響が出る為）

<塗装・防水他専門工事>

問7に記載した通り工期の選定には考慮して頂きたい。

工期の見直し

<測量・コンサル・設計 他>

適正な価格と適正な工期が必須

<その他>

働き方改革含め、発注工事の生産性向上を意識した工期短縮・安全性の確保に留意した工法、製品化も取り組んでいただきたい

4. どちらでもない

<土木・建築>

現場サイドからのニーズがない。休日出勤してでも、現場を早く終わらせたい監督、作業員が多い。

工事の入札資格を所持していないため

無理に増やす必要はないと思う。必要なものやっていく。優先するものから対自然災害・交通安全等…

週休2日制の工事の件数を増やして、その現場だけ休みになっても、本社が休みではなく他の現場が稼働していれば就労環境が改善されない。

<電気・設備>

営繕関係では無理があると思われる

5. その他

<土木・建築>

工期が十分あるにも関わらず、「〇〇日までに終わらせろ」と何の協議もなく発注者側からプレッシャーをかけてくる現実があるので、無理な話ではないでしょうか？

問9.その他、松阪市の工事等入札制度についてご意見をお聞かせください

<土木・建築>

積算参考資料をもっと詳しく記載して欲しいと思います。処分費等は積算におおきく影響するため

今回制度改正が行われたが、毎年ぐらいのペースで良いので業者側の意見も聞いて更なる改正を進めていただきたい。

設計者の積算基準に関する教育がなされていないと思います。現在 20 件近く違算があり、発注の取り消しがあります。「市」が決めた制度の事を「職員」がよく理解していないからではと感じます。民間側がミスをした場合は「指名停止」というペナルティーがありますが、発注者は重大なミスをして文章一枚を HP にアップするだけで終了してしまうのが「現実」です。

いまいまだ新しい取り組みがわかりにくい。以前の方が良かったと思います。

規模を小さくして件数を増して発注してほしい

地域（旧市町）による地域指定を撤廃すべきと思う。旧松阪市内の工事が多いと思う

入札参加資格基準のハードルが下がったため、専門工事の実績がないのに受注できるのは問題である。

貴市の入札制度において昨年度まで設定されていた最低制限価格は予定価格の 85%であったことから、県下で最低の落札率であったため、見直しが図られ、令和 3 年度からは落札率が 4~5%上昇しています。一方で、低入札価格調査制度の下で実施されている土木一式工事の案件では現在まで全ての工事において低価格での落札（平均 79%台）となっています。これらを含めると平均落札率は下がることが予想され、制度改正の意義は損なわれる懸念があり、調査方法の在り方を考える必要があります。財政難を理由に低価格を誘発する貴市の低入札価格調査制度は厳しい状況に置かれている工事業者の立場を無視した方法です。そもそも、貴市がこの低入札価格調査制度を用いた理由は、最低制限価格制度の基での入札の結果、図らずも数千円で失格となる業者を救うためであります。低入札価格調査制度の意味を履き違えているのではないのでしょうか。現在の落札結果は与えられた競争環境で受注するためであることが前提で応札した結果であり、このような低価格が工事業者にとって適正であるかは、現在の貴市の各工事内訳の根拠を調査しない低入札調査方法では、判断できないと思われまます。この制度は、工事業者にとっては弊害でしかありません。発注して頂く以上、真に適正な価格での応札環境を整えるのは発注者の責務であり、他発注機関の現在の落札率はその責務を果たして頂いている表れであります。

引き続き早急に現在の低入札価格調査制度について、調査基準価格の上昇とともに調査方法について改正して頂きますよう強く要望します。

低入札制度については、廃止若しくは改善を求める。又、価格を細かく制限した為に積算に精度が求められるようになったこと、設計担当者から資料が公表されるようになったが、誤謬も多く、入札の取り止めが続いたこと等で一度に多数の発注となったりしたことなど、業

者の負担が増えることになった。

工事公表の精度を上げてほしい。(発注時期、公表漏れ等)

見積もり期間の適正化

中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連モデル)に則って入札制度改善に努めて頂きたい。

設計書の見直しによる入札中止が多くみられます。公告前の設計書のチェック機能を充実させてください。

入札参加資格総合点数を市内業者と準市内で同一ではなく、準市内業者の点数を市内業者より高く設定していただき、市内業者との差別化を図っていただきたい

基準価格、最低制限価格がランダム係数により流動するのは望まない。

見積期間を概ね3週間以上取って頂きたい。

落札業者がかたよっている。ある程度は、平等に数社が落札できる入札制度に変えてほしい。積算内訳どおりに千円単位で合わせるのは困難であり必要性があるのか。

<電気・設備>

今後も透明性を維持しつつ、公平性のある制度実現を目指してほしい。

更なる「公明正大」な制度運用を求めます。

管工事の手持工事件数(2件)について・・・該当工事に対応する資格を有する技術者の在籍人数(配置対応可能)に関わらず、一律(2件)の制限を改善していただきたい。

<塗装・防水他専門工事>

最低制度価格になったため、工事公告から入札までの期間をもう少し伸ばしてほしい

工事の入札には、専門業種と総合業種が一緒であり、入札機会に不平等感があるので改善してほしい。例として、当該入札メンバー選定に於いて専門の主たる業種の年間売上の40%以上を有する等の資格条件を付けてほしい。

<上下水道>

今回、入札制度の改正をしていただき、前回に比べると落札率も4.0~5.0%上がり非常に有難く思いますが、若手人材の定着・育成を考えると、コスト的にも経営的にもまだまだ問題が山積みであります。松阪市の落札率も三重県の落札率にはまだまだほど遠いので、せめて三重県と同じ落札率に上げていただき、若手がより積極的に仕事に取り組み、継続的に社員教育が出来、満足度が向上し、結果勤続年数の長さにつながっていただきたい。

<測量・コンサル・設計 他>

落札率を県入札程度まで引き上げてほしい



一般競争入札の公告から入札締切までが約1週間です。1週間で積算、技術者の配置は負担  
が大きい為、余裕をもった入札期間の設定をお願いします。

雇用及び経営の安定化のため、最低制限価格率のアップを、お願いいたします。

<その他>

地場産業の育成等をお願いしたいです